

# 新型コロナウイルスと 不可抗力免責

innoventier 弁護士法人  
Power for the Business  
企業法務相談室



第37回 弁護士 秦野 真衣  
2010年京都大学法学部卒業、2012年3月京都大学大学院  
法学研究科法曹養成専攻修了、同年司法試験合格。2013年  
に弁護士登録(大阪弁護士会)、国立大学法人におけるイ  
ンハウス弁護士としての勤務を経て、2019年12月か  
ら弁護士法人イノベンティアに勤務。

## 今回の相談

部品工場が新型コロナウイルスの影響で複数閉鎖してしまい、必要な部品が調達できず、このままでは取引先に納品をすることができません。昨年末に締結した契約書を確認すると、不可抗力に関する免責条項はありましたが、感染症などは明記していませんでした。弊社は損害の賠償をしなければならなくなってしまうのでしょうか。

### 一・不可抗力とは

民法上、契約の不履行に対する責任は過失責任とされ、不履行があったとしても損害の賠償を請求するためには、債務者に過失などの帰責事由があることが必要です(民法四一五条)。そして、いわゆる不可抗力により不履行が生じていた場合には、債務者に帰責事由はないとして、損害賠償責任は負わないものとされています。

不可抗力について民法上特に定義されているわけはありませんが、一般的には、人の力によるコントロールが及ばないような事象、すなわち例えば地震、津波、洪水、台風、火災、伝染病、戦争などがこれにあたるものと考えられています。

なお、金銭債務については不可抗力による免責が認められておりません(民法四一九条三項)ので、以下では金銭債務以外の債務を念頭にご説明します。

### 二・契約書上不可抗力条項がある場合

不可抗力条項として契約上しばしば見られるのは、「台風、津波、地震、地滑り、洪水、火災、放射能汚染、伝染病、海難、テロ、戦争、

することも可能であったとすることは困難であるように解される」とし、「本件大震災は：予見することはできなかったものと言わなければならない」としたうえで、「通常想定される事態に対応できる程度の必要な措置を講じていた」として、倉庫業者には責任はないとしています。

そして、当該事由が不可抗力にあたる場合であっても、それが契約の不履行と全く関係がないような場合には、当然には免責されません。条項の規定ぶりにもよりますが、基本的には不可抗力と不履行との間には、因果関係があることが必要になり、これが認められ初めて免責されるということになります。

### 三・契約書上不可抗力条項がない場合

契約書上、不可抗力条項がない場合は、民法の原則に従い、債務者に帰責事由があるかどうかで損害賠償が認められるかが決まります(この場合も、先述の裁判例が参考になります)。そのうえで、当該不可抗力によって不履行が生じたという関係があることも立証が必要となります。

では、不可抗力により債務が免責されてしまった場合において、反対債務(売買で言えば、商品が納入できなかった場合において本来買主が負う代金支払義務)はどうなるのでしょうか。この点については、民法改正(二〇二〇年四月一日)の前後で取り扱いは少し異なります。改正民法が適用されるか否かは、改正民法の経過措置規定により、改正前に締結された契約には改正前民法が、改正後に締結された契約については改正民法が適

用されます。ただし、改正前に締結された契約であっても、改正後に更新された場合には改正民法が適用される可能性がありますので注意が必要です。

改正前民法においては、上記のような場面では、特定物の売買等を除き(改正前民法五三四条一項)、原則として代金支払債務は消滅することになっています(改正前民法五三六条一項)。

一方、改正民法においては、不可抗力により履行ができなくなった場合は、代金の支払債務そのものは消滅しませんが、債権者は代金の支払いを拒むことができます(改正民法五三六条一項)。そのうえで、今回の民法改正により債務不履行解除に帰責事由は不要となったことから、債権者は解除をすることによって(改正民法五四二条一項)、支払いを免れることができるようになりました。

### 四・相談内容について

ご相談の事例において、仮に損害賠償をされた場合、契約書の不可抗力条項に感染症については明示的に列挙されていないとのことですので、新型コロナウイルスの流行が「その他不可抗力」にあたるかといえるかが問題となります。

伝染病については、人の力のコントロールが及ばないものとして一般的には不可抗力に該当するものとされています。とはいえ、当然そのすべてが含まれるというわけではなく、その流行が予想できないような規模である場合にはじめて不可抗力にあたるものと考えられます。新型コロナウイルスが最初に発生したのは二〇一九年末のことでしたが、そ

大規模騒乱：その他不可抗力」といったように、具体的な事象を列挙して規定したうえで「その他不可抗力」といった包括的な文言を設けるものです。これにより、不可抗力が生じた場合に、免責を求め債務者における立証の負担が軽減する効果が期待できます。

不可抗力条項に例示された事由に当てはまる場合、基本的にはその事由が生じていることを立証すれば足りるということになります。もともと、列挙されているものに当てはまる場合全てが必ず免責されるというわけではなく、例えば単に「地震」と列挙されている場合について、どの程度の震度であればこれに含まれるのかなどその射程が不明瞭である場合も生じます。

なお、仮に例示された事由に明示されていない場合であっても、「その他不可抗力」といった文言が入っている場合がほとんどです。こちらに読み込みないかを個別に検討することになります。この点については、阪神大震災の際に倉庫会社の倉庫内の商品が焼失した事故において、倉庫会社に過失があったか否かが争点となった裁判例(東京地判平成二一年六月二二日判タ一〇〇八号二八八頁)が参考になります。裁判所は「我が国が地震多発国であることからすると、地震の発生それ自体は予見可能というべきであるが、本件大震災規模の地震の発生を予見

ことから今回のような世界的な流行につながることは、少なくとも二〇一九年末の時点では予想できたことではなかったといえます。」「その他の不可抗力」にあたり、不可抗力事由であると主張するには合理性があるのではないかと考えられます。そして、新型コロナウイルスの流行により複数確保していたはずの部品工場が閉鎖し、これにより納品できなかったのだから、不可抗力たる新型コロナウイルスの流行によって債務の不履行が生じたという因果関係もあるといえそうです。とはいえ、取引先の損害が大きくなればなるほど、不可抗力との因果関係について先方が争う余地も出てきますので、なるべく早く状況を連絡して協議を行い、損害をできる限り抑えることが円満な解決の近道になると思われます。

なお、昨今の状況にかんがみれば、のちの紛争を避けるため、今後締結する契約については、不可抗力条項の中に「感染症」「疫病」「パンデミック」等を明記しておくことが適切といえます。また、特に債権者側に立つ場合においては、契約書においてあらかじめ不可抗力による損害の負担や、不可抗力による不履行が発生した場合の通知・協議義務などを定めることも考えられます。

不可抗力による免責が認められるか否かは、結局のところ実際の事例ごとに判断せざるを得ません。新型コロナウイルスについては、これから更に予想できない規模で広がりをみせる可能性があり、今後も不可抗力免責を検討すべき事例は増加するものと思われるかもしれませんが、もしこの流行による資材調達困難が見えるような状況になって以降に契約があった場合は、不可抗力免責が認められない可能性があるので注意が必要です。

このコーナーは、飯島歩氏、藤田知美氏、町野静氏、村上友紀氏、満上武尊氏、アザマト・シャキロフ氏、平野潤氏、三品明生氏、上田亮祐氏、増田昂治氏、秦野真衣氏が交代で執筆します。